

福岡うぐいす基金 失語症者社会参加活動助成金 募集要項

趣旨説明

福岡うぐいす基金失語症者社会活動助成金は、失語症の方々の社会参加を促進するための活動に対して助成するものです。この基金は、過去に開催された「全国失語症友の会福岡大会」（平成10年(1998年)10月）のために集められた資金の残金で運営されており、適切に使用されるよう基金の運営委員を組織しお預かりしています。「友の会」など失語症の方やご家族が集える場の普及に繋がるよう、これまで、福岡県失語症友の会の運営、失語症大会の視察、福岡県内で失語症に対応できる病院を記載した冊子「仲間っていいな」の制作費、全国大会から10年の節目につくった記念誌の制作費、福岡県言語聴覚士会10周年記念との共催で行われた講演会の運営費などに使用されてきました。しかし、まだ「福岡うぐいす基金」の活用範囲が広がっているとはいえません。

そこでこのたび、地域で暮らす失語症の方々やご家族が安心して集える小さな場があちこちに誕生し継続した運営がなされることを願い、平成25年(2013年)度より活動助成金を設定し、福岡県内で活用を呼びかけることにいたしました。

失語症の方々が豊かなコミュニケーション生活を支える場作りに意欲のある団体のご申請をお待ちしております。既に着手している場合も、これからはじめようとする場合でも申請できます。皆様の申請をお待ちしております。

福岡うぐいす基金 代表 山下省三



募集要項および申請書：福岡県言語聴覚士会ホームページ内からダウンロードできます。ダウンロードできない場合は、お届け先の宛名を書いた 返信用封筒と切手を添えて、下記までご請求いただければ、申請書類を郵送いたします。

助成金申請および各種書類請求先：福岡うぐいす基金運営委員 田中愛啓

〒805-0056 北九州市八幡東区帆柱4丁目11-3

助成対象となる活動 I・II

I. 失語症者が定期的に集まる場の運営

失語症の方々が、年間を通じて、定期的に原則同じ場所に集う場の運営費用（※特に持ち上げ時に要する費用）

例）月 1 回〇〇公民館をかりて、失語症の方と一緒にこなう「言語教室」

例）毎月第〇、〇曜日、失語症の〇〇さんの家に集まり、歌やおしゃべりを楽しむ「失語症リハビリサロン」

※I には、年 1 回程度で企画されるイベントは含まれません。ただし活動によっては、助成対象になる場合がありますので、II の枠で申請して下さい。

II. 単発で企画された特別な活動

定例的な活動以外に企画された特別な活動(単発の活動)は、申請があれば随時運営委員会で検討します。

例) 失語症の理解促進を図る講演会等

例) 失語症の当事者やご家族が体験を語る集い等

例) 失語症の当事者やご家族が企画する単発のイベント

1 回の申請に対して助成される額：I 型－上限 50,000 円、II 型－原則上限 50,000 円

※但し、II 型については申請内容により助成金額を検討させていただきます。

同一団体への連続助成について：原則 3 年間までとします。

募集期間と決定について：11 月 1 日～3 月 31 日（当日消印有効）

募集は年度更新です。

新年度 4 月以降に福岡うぐいす基金運営委員会で審査した後、採否を決定します。

助成金の採否通知について：採否通知は、募集期間最終日より 2 か月以内に郵送で通知します。

助成金の精算について：再度助成金申請の場合のみ、前回分の精算報告の提出をしてください。領収書は申請者が 3 年保存してください。

活動報告について：所定の様式にて報告していただきます。※詳細については採否決定通知時に案内いたします。